

香川県条例第12号

香川県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

香川県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成23年香川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>健康寿命の延伸</u>に向けて歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「<u>歯科口腔保健</u>」という。）が生活習慣病の予防並びに健やかで質の高い生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、<u>歯科口腔保健の推進</u>に関する法律（平成23年法律第95号。以下「<u>法</u>」という。）の趣旨を踏まえ、<u>県民の歯科口腔保健の推進</u>に関し、<u>県及び県民の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の基本的施策等を定めることにより、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって8020健康長寿社会（80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防等の取組を通じて、心身の健康及び長寿を保ちつつ豊かな生活を営むことのできる社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(県民の責務)</p> <p>第3条 県民は、基本理念にのっとり、<u>歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるとともに、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること並びに定期的に歯科医師又は歯科衛生士による歯科健診（歯科に係る健康診査及び健康診断をいう。）及び歯科保健指導（以下「<u>歯科健診等</u>」という。）を受けることにより、<u>生涯にわたって歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。</u></u></p> <p>(歯科医師等の役割)</p> <p>第5条 歯科医師、歯科衛生士、<u>歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に携わる者は、基本理念にのっとり、歯科医療、<u>歯科保健指導又は口腔健康管理</u>を行うとともに、専門的な知識を活用して、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持</u>（以下「<u>歯科口腔保健</u>」という。）が生活習慣病の予防並びに健やかで質の高い生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、<u>歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、県民の歯科口腔保健の推進に関し、県及び県民の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の基本的施策等を定めることにより、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって8020健康長寿社会（80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防等の取組を通じて、心身の健康及び長寿を保ちつつ豊かな生活を営むことのできる社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(県民の責務)</p> <p>第3条 県民は、基本理念にのっとり、<u>歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるとともに、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること並びに定期的に歯科医師又は歯科衛生士による歯科健診（歯科に係る健康診査及び健康診断をいう。）及び歯科保健指導（以下「<u>歯科健診等</u>」という。）を受けることにより、<u>歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。</u></u></p> <p>(歯科医師等の役割)</p> <p>第5条 歯科医師、歯科衛生士、<u>歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に携わる者は、基本理念にのっとり、歯科医療又は<u>歯科保健指導</u>を行うとともに、専門的な知識を活用して、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。</u></p>

する。

(基本的施策の実施)

第8条 略

- (1) 略
- (2) 幼児、児童及び生徒を対象とする虫歯及び歯肉炎の予防等の保健事業並びに歯科保健教育に関すること。
- (3) 略
- (4) 高齢者を対象とするオーラルフレイル対策等の口腔の機能を維持するための取組等の保健事業に関すること。
- (5) 生涯にわたって定期的な歯科健診等を受けることの勧奨に関すること。
- (6) 障害者、障害児、医療的ケア者、医療的ケア児、介護を必要とする者等の歯科口腔保健に関すること。
- (7) 略
- (8) 災害時及び感染症まん延時における歯科に係る保健医療の体制の確保に関すること。
- (9)～(13) 略

(基本的施策の実施)

第8条 県は、歯科口腔保健を推進するため、基本的施策として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 略
- (2) 幼児、児童及び生徒を対象とする虫歯及び歯肉炎の予防等の保健事業に関すること。
- (3) 略
- (4) 高齢者を対象とする口腔の機能を維持するための取組等の保健事業に関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする者等の歯科口腔保健に関すること。
- (6) 略
- (7)～(11) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。